

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 8月号 (No.117)

2013年8月26日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん、いかがおすごしですか

さて、運動の力で復活させた児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施義務ですが、子ども・子育て会議で提案された基本指針（案）のなかでも、24 条 1 項にもとづく記述は見受けられません。その一方で、『認定こども園については、幼保の機能をかねそなえ、保護者の就労状況の変化にも対応できる施設である』、普及させることが望ましい、としているのです。三党合意で、移行を義務付けないとしたにもかかわらず、このような内容で基本指針を決めようとしていることは、問題があると言わざるを得ません。

このように、国は、24 条 1 項を形骸化し、実質的に意味のないものにしようとしています。そうなれば、24 条 2 項の認定こども園や地域型保育事業には市町村の直接的な責任がなく、保育を受ける権利を保障することは難しくなるでしょう。誘導されて認定こども園に移行したとしても、施設運営は事業者の自己責任に委ねられ、安定した運営を続けていけるのか、不透明です。

もう一度、24 条 1 項の意味をおさえなおし、24 条 1 項を武器にそれぞれの地域の子どものために、保育環境の改善・質の向上を求めるとりくみを、各自治体で、まきおこしていきましょう。

夏季セミナー申込み まだ間に合う！ 全国の実践・運動に学び、 自治体にむけた取り組みを！

第 16 回経営懇夏季セミナーを、9 月 1～2 日に愛知県名古屋にて開催します。

子ども・子育て会議は動き出していますが、なかなか具体的な内容は明らかになってきません。にもかかわらず、幼保連携型認定こども園だけが高い条件であるかのような印象が広まり、移行を促進する傾向が見られます。そのような状況の中で、移行すべきかどうか動揺させられている保育園関係者も多いのではないのでしょうか。今、私たちが考え行動すべきことは何なのか、各地域での動きや実践をまじえ、学び考えあう夏季セミナーに、ぜひ、ご参加ください。

* 締切は過ぎましたが、参加のみ受付ます（宿泊・夕食・オプションは締切）。参加を希望される方は、大至急、事務局までお電話にてご連絡ください。

電話 03-6265-3174（井上・水谷）

宿泊・夕食なく参加のみ・・・8/30 まで受付可

保育をめぐる情勢 ●8/6 自治体むけ説明会 ～基本指針案示し説明

内閣府の子ども・子育て会議は、7 月末までに親会議が 5 回、基準検討部会が 3 回開催され、7 月 26 日の親会議で、議論の一定のまとめとして、基本指針案等が出されました（基本指針案は、先月号に同封。内閣府ホームページ参照）。

政府は、8 月 6 日の自治体向け説明会で、この基本指針案を含め、この間の子ども・子育て会議での検討事項と今後のスケジュール等を説明しました。

◆施行までの工程はギリギリ「審議結果を待ってシステム構築では 2015 年の施行に間にあわない」

説明会では、新制度の円滑な事務執行にむけてシステムの構築を、と提起されています。文章には「市町村事務内容の詳細について、子ども・子育て会議の審議結果を待ってからシステム構築検討を開始することは、本格施行に支障をきたす」として、間に合うように計画的に進めよ、とかけられています。審議結果を待たず、システム構築を始めなければいけないほど、施行までのスケジュールが余裕なく組まれていることがわかります。このようなギリギリのスケジュールで、各

自治体の現状や実態をふまえた制度になるのか、疑問です。

◆基本指針案は、内閣府告示となる予定

基本指針案は、最終的には、内閣府告示となり、「今後の子ども・子育て支援事業を円滑に実施していくための基本的な指針」として、各自治体での手引き的な文章となることが予想されます。しかし、基本指針案には、認定こども園への移行促進や普及が位置付けられる一方、市町村の保育実施責任に関する記述がみられない等の問題点があります。三党合意で認定こども園への移行を義務付けないとしていることや、保育を受ける権利を保障するためには市町村の保育実施責任が不可欠であることを、再度、確認していく必要があります。

◆小規模保育（地域型保育事業）の基準

小規模保育の基準については、面積基準は参酌基準・職員の有資格者は半数、といった認可保育所より低い基準で設定されようとしています。子ども・子育て会議では、小規模保育事業について“地域の実情に合わせた使い勝手のいい事業”だとしていますが、低い基準では、子ども・保護者・職員に負担をかける事業となります。このような基準でいいのか、市町村に問題点を伝え考えあっていることが必要です。

●経営実態調査のまとめ

昨年度末に行われた経営実態調査のまとめが、8月29日の子ども・子育て会議基準検討部会で出される予定です。都合のいい部分だけ反映されないよう、実態調査まとめの全容を明らかにさせていくことが必要です。

●地方版子ども・子育て会議

地方版子ども・子育て会議が、各地で動き出しています。全国では、35%が設置済み、今後対応予定の自体が51%、方針が決まっていない自治体も14%あります。100%設置した都道府県が11

府県ある一方、70%未満が5道県あります（沖縄・福島・岡山・奈良・北海道）。

経営懇会員園の自治体でのとりくみについては、夏季セミナーで交流する予定です。

◆子ども・子育て会議にむけたとりくみの視点

*構成メンバーに注目し、公私の保育園の保育士や保護者会の代表、学童保育の保護者・指導員、社会的養護の関係者、障がい児を持つ保護者等も、メンバーに加えるよう、要請しましょう。

*園長会や保護者会等の代表等、関係する方が構成メンバーとなった場合は、お任せにならないよう、バックアップ体制が必要です。また、構成メンバーに加われない場合でも、会議の傍聴や議事録の公開を求め、必要に応じて臨機応変に会議への要請等を行なっていきましょう。

*地方版子ども・子育て会議は「国に要求する場」としても位置付け、自治体の実情から国に要望をあげるよう、取り組むことも必要です。

●横浜市・民間保育所の運営費使途問題で記者会見

日本共産党横浜市議団が、8月8日に記者会見を行い、運営費の使途から株式会社立保育所の問題点を指摘しました（資料『記者発表にあたって』同封）。

市議団では、横浜市内のすべての民間認可保育所の決算資料2年分を分析しました。その結果、社会福祉法人立の保育所の人件費比率は、平均70%程度なのに対し、株式会社立の保育所では50%程度にとどまっていました。また、直接保育に関わらないものに対する支出が多いことがわかりました。

記者会見の詳細と発表の資料は、下記のホームページからご覧ください。

<http://www.jcp-yokohama.com/archives/7505>



●待機児童解消加速化プラン 351 市区町村から申請

厚生労働省は、8月8日、『待機児童解消加速化プラン』に対し、7月末までに351市区町村(40都道府県)から申請があり、すべて採択した、と発表しました。

加速化プランは、2013(H25)年度からの2年間で約20万人分、2017(H29)年度までの5年間もあわせると合計40万人分の保育の受け皿を確保するために、国が打ち出した自治体支援事業です。保育所整備・保育士確保・小規模保育など新制度の先取り・認可外施設の認可化支援・その他の5分野で計19事業が提案されています。

7月末時点で申請された事業により、12万人分の受け皿が確保できる見込みですが、そのほとんどは保育所緊急整備事業によるもので、226市区町村が申請しています。

7月末時点で申請した351自治体には、すべての指定都市(20市)と特別区(23区)が含まれ、待機児童問題に悩む都市部の自治体が多い状況です。

参加自治体における各事業別の実施状況の一覧表を、資料として同封しました。それぞれの自治体の参加状況と申請内容をご確認ください。

各地域の活動

●東京都・保育支援課との懇談を実施／東京経営懇

東京・(福)育和会理事長 伊藤和子

8月8日東京経営懇役員等13名が都保育支援課、町田計画係長、日向助成係長と事前に提出した要望を中心に2時間懇談を行った。

①「子ども・子育て支援新制度について」

東京都は、9月開始の予定で「子ども子育て会議」を準備している。26年度末に31年度までの計画を作成し、フォローアップを行う予定。保育

の実施主体は区市町村であるが、まったくの傍観ではなくある程度の提言はする。東京都が行っている「子育て推進交付金」について、新システムになった場合の懸念を聞いたが、突然水準をゆるがすような見直しは、継続性を考えても行われないうらろとうの見解であった。

②「東京都の待機児対策」について

平成25年度は、認可園を60園増やした。

認証保育園は新システムを見越して区市町村が手控えていて42施設の増だった。就学前児童の36%が保育園を利用しているが、申し込み数は44%位まで増加すると見込んでいる。東京都は施設整備補助金を1/8負担したり、土地賃借料補助を2,000万円に増額して保育所整備を支援している。賃貸方式、国有地や都有地を利用した整備も進めているが、国有地は減額措置がないので、各自治体が肩代わりして、低廉な価格で整備が進められている。保育の量拡大を支える保育士確保の施策として就学資金貸付や資格取得に対する支援の他、保育士資格を取って5年間の35,000人を対象に実態調査を行う予定(保育士として働かない理由、辞めた理由等)。

近所の庭のない保育園の子達が、炎天下散歩車に乗って散歩する姿を見かけるが、狭い園舎では長時間過ごせない実態があることも事実。親たちは認可園に入りたいが、やむを得ず無認可園を利用せざるを得ない実情がある。ぜひ認可園で待機児解消をしてほしい。自分の園には企業園で働いていた保育士が再就職で来ているが、企業園には労働条件等、質が担保されていない実態も見受けられる。それらの実態も調査してほしい等の意見が出された。

③「サービス推進費補助」について

『単価をどう見直すか』『対象を認可の社福に限定している』の2点が問題になるだろう、とのこと。職員処遇には欠かせない補助なので、新システムになってもなくさないことを強く要望した。

④「保育所設置基準」について

0歳児の面積基準が緊急措置として緩和されたが、実態として減らしている園はない。

保育園の認可は東京都、幼稚園の認可は区市、小規模・家庭的保育所の認可は区市となっており、今後、幼保連携型認定こども園になるのはほとんどが幼稚園ではないだろうか、という見方を都の担当者は示した。さらに、保育所が認定こども園に移行する場合は、それがサービス推進費補助を上回るのかがキーポイントとなると、話されたので、ますます「サービス推進費補助」の行方の重大さに思い至った。「サービス推進費補助」がなくされる危険性は高いが、今のところなくす方向は示されておらず、現状の保育を後退させないよう、補助の継続を求めていくことが重要である。

●名古屋市交渉で新制度 への意見・要望 愛知小規模連

愛知県小規模保育所連合会が、毎年行っている「名古屋市との交渉」が、8月19日に行われました。今年の市交渉は、次年度予算に向けての要求に加え、「子ども子育て支援新制度」に関する意見・要求を発言する時間をたっぷりとり、保護者・理事・職員の三者で熱い思いを訴えました。参加者は総勢275名（内保護者80名）で、毎年増え続けています。



新制度に関しては、保護者で弁護士の川口さんが、児童福祉法第24条1項の「自治体の保育実施責任」について発言し、市の担当者からは「保育の実施責任は市町村にあり、認定こども園に入所した子ども、保育にかかる子どもは保育園の子と実質的に同じで、実施責任を果たしていかなければならないと考えている。」と、答弁を引き出しました。次年度の要求については「今ある最低限の保育は続けていきたい」が、「横浜方式の良いところは取り入れていく」「社福で整備が進まなければ企業参入」など、問題のある回答もありました。

今後とも、力のある保護者も巻き込んで市当局と協議を深め、新制度に関することも含め、今ある保育条件を後退させず、改善していくことを大事に運動を進める必要があります。

連絡○ ホームページ開設

7月より、経営懇のホームページを開設しました。経営懇の活動内容や、セミナーのお知らせ、その時々の方情のポイント等を掲載します。経営懇を知らない方にもお知らせいただき、会員園拡大にご活用ください。URLは下記の通りです。

<http://www.hoiku-keieikon.jp/>



<新連載>

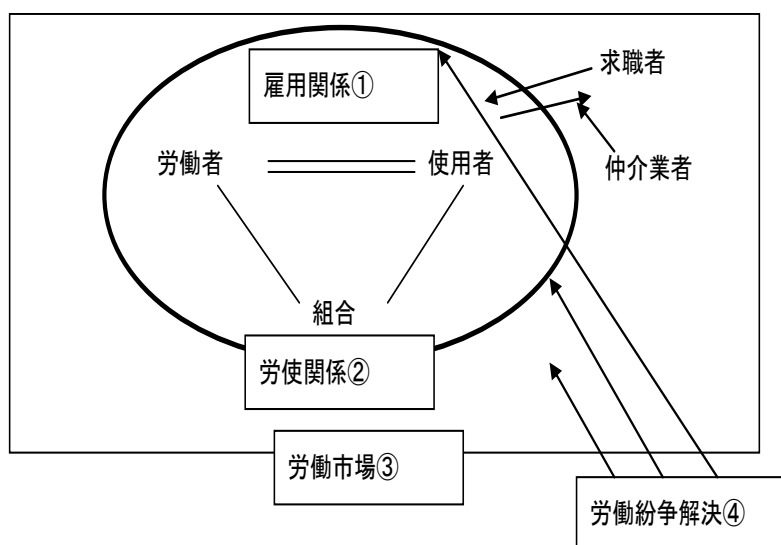
人事管理講座 第2回

第一経理・特定社会保険労務士 加藤 深雪

1. 労働関連法規とそれを取り巻く環境

契約は、対等な複数当事者がその内容を検討したうえで締結するものですが、その形になじまないのが「労働契約」です。採用する側の事業主は条件を呑まないのなら採用しない自由があるし、契約を締結しても自由に解除できれば、雇われる側の労働者は交渉力において、絶対的弱者となります。つまり、対等とはならないのです。そこで、労働者の権利を底上げするために、労働契約を規制する多くの法律が存在します(図)。

図 労働法の体系



- ① 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、均等法、育児介護休業法、労働契約法など
- ② 労働組合法、労働関係調整法など
- ③ 職業安定法、労働者派遣法、雇用保険法など
- ④ 個別労働関係紛争解決促進法、労働審判法など

コンプライアンスが大切なのは言うまでもありませんが、昨今の労働規制緩和やブラック企業などに追いこまれる労働者が、法律上守られる権利を実現しようと、さまざまなノウハウがインターネット上に情報として流れています。中には不適切なものも見受けられます。そのような背景において、労働者の方が労働法規に関する情報を多く持っていて、知らずに法違反を犯している善良な経営者の方が、労働者にやり込められてしまうというような現象も多くみられるようになってきました。そんな事態に陥らないために、第2回目の今回は、人事労務管理のハード面である労働関連法規で重要なポイントのうち2つをご紹介します。

2. 労働時間と時間外労働に関するポイント

経営を揺るがしかねない問題の一番に残業代問題があります。残業代の未払いがあると、2年の時効を過ぎていない分をまとめて支払えということになり、金額が大きくなります。

労働基準法では、1日の労働時間は8時間、1週は40時間を超えてはならないとされています。時間外労働をさせるためには、時間外と休日に関する協定(36協定)を労働者代表との間に締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。そのうえで、超えた時間については25%増しの割増賃金を支払

わなければなりません。子どもを預ける保護者のライフスタイルも変わり、夜間預かりを増やしたいので、保育士の1日の勤務をシフト制で9時間にしたいとか、会議を半日入れると1週の労働時間が46時間になってしまうとか、色々な例外が出てきています。このような例外に対応するために、変形労働時間制という制度があります。

①1年単位の変形労働時間制

1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度です。

1年には365日/7日=52.14週あります。1年の労働時間上限は、52.14×40時間(週の労働時間の上限)=2085.6時間

年間2085時間に収まっていれば、1日10時間1週52時間までを限度に労働時間を決めることができます。

②1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に8時間を超えて労働させることができる制度です。

暦日数が31日の月 31日/7日×40時間(週の労働時間の上限)=177.14時間

暦日数が30日の月 30日/7日×40時間(〃)=171.42時間

暦日数が28日の2月 28日/7日×40時間(〃)=160時間

を上限に1日と1週の労働時間を決めることができます。

変形労働時間制を導入することで、残業の削減を図ることができます。年単位の変形労働は労使協定を結び、就業規則に規定する必要がありますし、月単位変形労働は就業規則に規定する必要があります。また、今ある労働条件より不利益になる場合は、後述の手続きが必要です。

3. 就業規則に関するポイント

パートさんアルバイトさんを含め、常時10人以上の労働者を使用する事業所は、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

「使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件

によるものとする」と労働契約法が規定するように、新たに就業規則を作成する場合は、入職から退職までのルールを労働者の合意なく、事業主側が一方的に決めることができます。しかし、今ある就業規則を不利益に変更する場合は、ハードルの高い要件を満たさないとなりません。ここで、賃金規定について検討してみます。社会福祉法人などでは、地方自治体の賃金表を基にして、賃金規定を作成しているところが多いようです。年功型賃金で定期昇給額も高く、毎年の人件費アップに歯止めがかからないという問題に直面しています。この賃金規定の不利益変更を有効にするためには、職員の皆さんから個別に合意を取るか、組合がある場合は労働協約での変更が必要となります。それが困難な場合は、就業規則の変更によって行いますが、紛争になった場合は、その変更が

①労働者の受ける不利益の程度

②労働条件の変更の必要性

③更後の就業規則の内容の相当性

④労働組合等との交渉の状況

その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的である

必要があります。すでに赤字に陥り、内部留保も尽きかけて、ほかにどこにもカットできないような状況では変更の必要性は高いですから、合理性判断はされやすくなるでしょうが、そうなるまで変えられないのも現実的ではありません。5年先、それより先の経営を見据えて人件費増大のシミュレーションを行い、粘り強く交渉して、個別または組合の合意を取る方が望ましいでしょう。

第3回目は、改正高年齢法と労働契約法の実務、労働紛争の対処方法をご紹介します。

45回合研集会

10423人参加、全国&神奈川のみなさん、お疲れさま！

8月10～12日に、神奈川にて開催された第45回合研集会は、1万人を超える参加者が集まり、学習・交流を深めました。開催地実行委員長の中西新太郎さんのあいさつを紹介します。

●手をつなぐ中に保育の未来がある！

開催地実行委員長 中西新太郎

第45回（神奈川）全国保育団体合同研究集会は、この3日間すべてのプログラムをおえ、閉幕を迎えようとしています。文字通りの酷暑をして10423人の方たちが参加をして、熱心な討論と交流をおこなってきました。

子ども・子育て支援新制度の実施が目前にせまるなかでひらかれたこの合研集会では、私たちにはよい保育が、そして保育所が必要だということが改めて確認されたと思います。新制度のもとでも児童福祉法24条1項に基づいて、市町村は保育を提供する義務があります。もちろんその義務を果たさせるためには私たちの努力が必要ですが、保育所が必要、保育所に入れてください！という声を上げ続けることが出発点になると思います。新制度になったら保育所を減らしますよ、というような政策を許してはいけないと思います。

新制度でおかしいと思うのは、いったいどんな保育を大切にするのかといった保育の姿が浮かんでこない点です。いろんな事業やります、保育所を増やしますというけれど、要するに親が面倒をみられない子を預かる場所が確保できればいいのだという感覚が感じられてなりません。小規模保育であれ、認定こども園であれ、どんな形をとっても保育のなかり、質をきちんとふまえた保育所制度設計がきちんと行われるべきだと思います。

しかし今進んでいるのは、保育の一番大切ななかりを欠いた、つまり貧弱な保育観に立った制度の改変ではないかという風に疑問に思わざるを得ません。子どもの成長にふさわしい保育の意義、意味を片隅に置く、そうした保育の捉え方は、教育をするという幼稚園にとっても問題だと思います。幼児の成長に不可欠な保育の要素を切り落としこれまでの学校教育の枠の中に幼稚園をおしこめてしまうからです。

この合研集会には、ほんとうに様々な方たちが参加されました。保育に関わるといっても公立、福祉法人、もちろん株式会社立の保育園からも参加をいただいています。認定こども園など設置形態の違うところ、子育て支援事業、正規・非正規の保育士、家庭福祉員の方々、それぞれの立場を越えて、子どもたちが豊かに成長するためにはどうしたらいいかということを通じた土台にして、一緒に考えることができたのではないかと思います。これは合研集会の成果であり、大切にしたい土台だと思います。子どもの豊かな成長を大切にするためになにが本当に必要なことか、大切なことかを一緒に考えようということ合言葉に集会でつくられた力をもっともっと大きくしていかなければいけないと思います。

神奈川実行委員会は実行委員みんなで集会を支えるために努力するなかで、たくさんのお会いを経験しよう、広げてゆこうと語り合って、準備をすすめてきました。昨年の兵庫合研でゴーケンジャーをデビューさせて1年、準備の過程を集会の成功を支える裏方の仕事と考えずに、子どもたちの豊かな成長をねがう人の輪、人のつながりを広げる活動をしようと考えてきました。

龍舞や和太鼓も単なるアトラクションとして取り組んだではありませんでした。龍舞指導者の謝さん、太鼓の友野さん、構成劇演出の井上さん、それからアキダスの二人、それぞれその分野のプロフェッショナルのみなさんが、子どもを励ます集いだからとあちこちで準備や練習に参加をしてくださるだけでなく、参加者の輪をひとまわりもふたまわりも広げてくれました。観られたように何百人の子どもたちが一緒に集まってくれました。神奈川合研集会は、子どもたちによっても支えられたというふうに思います。

こんな風に手をつなぐ姿の中に、保育の未来があると私は思います。神奈川の合研集会で確かめ合えた保育の未来をさらに大きく、だれの目にも見えるようにするために、新制度によって押しつぶされなかり力強いものにするために、合研集会のともしびをさらに大きくして来年の福岡合研に引き継いでいきましょう。

参加者のみなさん、本当にごくろうさまでした。

*各園の保護者をまきこんだとりくみの状況はかがでしょうか。来年は8月2～4日、福岡です。

当 面の課題

●自治体要請・懇談、地方版子ども・子育て会議等々、自治体でのとりくみを早急に！

◆自治体に声を届けよう—地域の園長会や所属する保育団体、保育連絡会等で、要請・懇談を。

・現在の保育水準が後退しないよう、各自治体の単独補助等がどうなるかを確認しましょう。自治体の担当窓口と一緒に考えあうような場づくり・関係づくりも重要です。

・可能な地域では、秋に行う国向けの請願署名とセットで自治体向けの請願署名のとりくみを！

※詳細は「自治体にむけての運動」同封。

◆地方版子ども・子育て会議の動向をつかみ、対策を検討しましょう。

- ・会議設置の状況把握、委員の構成を確認
- ・傍聴や議事録の公開を求める
- ・会議の検討事項に対する機敏な要請

●児童福祉法 24 条 1 項の意義を学び積極的に活用を！ 県レベルの学習会開催を応援します（経費の一部を補助）

新制度導入を控えた今こそ、児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所守れ・保育所の拡充を主張し、制度の詳細に対し具体的な要望を出していくことが、緊急の課題です。要望を出さずして改善しません。

そのためにも、24 条 1 項の意義や自治体に向けた運動について、学習しましょう。県レベル、または県を超えた地域での学習会を開催する際に、経営懇として経費の一部（上限 5 万円）を補助します。

<経費補助の条件>

- ・会員限定にせず、全園を対象に参加を呼びかける
- ・県を超えた地域、もしくは県レベルでの学習会であること（園や一部の地域等の小規模な会は除く）

※詳細は、事務局まで。

●新制度を学び考えあおう

＊夏季セミナーに結集し、学びを深めよう

1 日目の企画は、新制度施行を控えた今、民間保育園として何をすべきか、がテーマです。全国の園長や理事さんたちと、一緒に学びましょう。

＊学習資料を活用しよう

①制度パンフ・・・1 冊 100 円。制度の概要や要望すべき内容がコンパクトにわかる。

②保育白書 2013・・・24 条 1 項論文、保育と教育に関する大宮論文など、深めて学べる。

都道府県の単独補助一覧表等、データも豊富！

③保育六法・子育て支援ハンドブック

田村和之さん（元龍谷大学）がまとめた、『保育六法』と新制度の語句解説も載っている『子育て支援ハンドブック』。白書とあわせて、各園に 1 冊常備をおすすめします。

連絡○2013 年度会費

7 月中旬から、会員登録確認書にもとづき名簿を整理しています。8 月末から、確認できた会員園に 2013 年度の会費請求を行いますので、よろしくお願いいたします。

また、ニュースの発送は、10 月をめどに施設宛てに発送するよう、切り替えます。当面は、個人あてに資料等をお送りしますのでご了承ください。

◆◆同封の資料 ご確認ください◆◆

- ①横浜民間保育園運営費使途問題記者会見資料
- ②待機児童解消加速化プラン事業別の実施状況一覧
- ③自治体にむけての運動（全保連）